

# 説 明 書

鳥取大学（米子）医学部附属病院病棟新営基本設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記のとおりとする。

1. 公 示 日 令和8年6月5日（金）
2. 発 注 者 国立大学法人鳥取大学 学長 原田 省
3. 担 当 部 局 〒680—8550  
鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地  
国立大学法人鳥取大学施設環境部企画環境課総務係  
電話番号 0857—31—5038  
F A X 0857—31—5860  
E-mail [fa-soumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp](mailto:fa-soumu@ml.adm.tottori-u.ac.jp)

## 4. 業 務 概 要

- (1) 業務名 鳥取大学（米子）医学部附属病院病棟新営基本設計業務
- (2) 業務内容 本業務は鳥取大学米子団地において医学部附属病院の新営に係る基本設計業務を行うものである。
- (3) 履行期限 令和10年3月31日（金）
- (4) 業務の詳細説明 別紙の「設計業務委託特記仕様書」及び別添資料のとおり。
- (5) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
- (6) 本業務は、参加表明書及び技術提案書（関連資料を含む。以下「資料」という。）の提出等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムポータルサイト（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムによる手続きが困難な者は、発注者の承諾を得て、電子入札システムによらない手続き（書面等の郵送等）に代えることができる。この場合においては、「電子入札システムによらない手続きによる参加承諾願」を、記13(2)①に掲げる提出期限までに記3に提出するものとする。

## 5. 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり

## 6. 受注資格の喪失

本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設工事及び建設業務の受注資格を失い、並びに本件業務に関する工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

## 7. 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される共同体であること。

なお、同一の者が2以上の共同体の構成員となって申請することはできない。

- (1) 国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること。ただし、分担業務実施方式により構成している共同体において建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までに、文部科学省又は国立大学法人鳥取大学から、「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営状況が健全であること。下記の事項に該当する者は、提出要請者として選定しない。
  - ・ 手形交換所による取引停止処分
  - ・ 主要取引先からの取引停止
  - ・ 経営状態が著しく不健全
- (5) 不正又は不誠実な行為がないこと。

不正又は不誠実な行為とは、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等において、契約の履行が不適切な状態が発生し、現に継続している事例をいう。

なお、「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表に記載する法人である。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する設計・コンサルティング業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契

約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(ア) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(イ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ウ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(エ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

(8) 下表に示す資格を有する総括技術者及び主任技術者を当該業務に配置できること。同じ技術者が複数の役割を担当することはできない。なお、配置する総括技術者及び主任技術者は、参加表明書提出時点において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)

また、総括技術者は自設計事務所又は自共同体の構成員である設計事務所と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

役割	必要な資格
総括技術者	一級建築士
主任技術者(建築(意匠)担当)	一級建築士
主任技術者(建築(構造)担当)	構造設計一級建築士
主任技術者(電気設備担当)	設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれか
主任技術者(機械設備担当)	設備設計一級建築士又は建築設備士のいずれか

(9) 鳥取大学医学部附属病院再整備事業に係る基本計画策定に関連する業務の受注者，又は当該受注者と下請け契約を締結した建設コンサルタント等でないこと。あわせて、当該受注者と資本又は人事面において関連がないこと。

8. 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

(1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは75分の75】  
資格及び経験、同種又は類似業務の実績

9. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは226分の75】  
資格及び経験、同種又は類似業務の実績

(2) 業務の実施方針【審査のウェイトは226分の40】  
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、工程計画の妥当性

(3) 課題についての提案【審査のウェイトは226分の100】  
提案の的確性、実現性

- ・ 立地条件を踏まえた自然災害等に配慮した計画について
- ・ 周辺環境を踏まえたデザイン計画及び隣接する公園とシームレスに相互利用可能な施設計画について
- ・ コスト縮減について
- ・ 医療の環境変化に柔軟に対応可能な施設計画について
- ・ 地域性を考慮した環境配慮事項について

(4) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況【審査のウェイトは226分の11】

10. 公示の写し 別紙のとおり

11. 契約書作成の要否等 要 別紙の「設計業務委託契約書（案）」により契約書を作成する。

12. 支払条件 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適正な請求に基づき 2回以内に支払う。

13. 参加表明書の提出期限、場所及び方法等

(1) 記7(2)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記17(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。

(2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和8年6月16日（火）12時00分
- ② 提出場所 記3に同じ

- ③ 提出方法 参加表明書及び関連資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによらない手続きについて発注者の承諾を得た者は、記3に、書面1部及び資料等のデータを記録した電子媒体（CD-R等）1部を郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着）又は持参すること。

#### 1.4. 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、記7に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記1.3(2)①の提出期限の日を基準日として行う。

ただし、記7(2)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記1.7(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。

- (2) 記7に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記8に掲げる基準に基づき、技術提案書の提出を求める者（以下「提出要請者」という。）を選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、電子入札システム（電子入札システムによらない手続きについて発注者の承諾を得た者に対しては書面）により令和8年6月26日（金）までに通知する。

#### 1.5. 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

##### (2) 質問書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年7月8日（水）
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着）すること。

##### (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 令和8年7月23日（木）
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

#### 1.6. 提出意向確認書の提出期限、方法等

- (1) 提出要請者は、提出意向確認書を提出すること。

##### (2) 提出意向確認書の提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和8年6月30日（火）12時00分まで
- ② 提出場所 記3に同じ
- ③ 提出方法 提出意向確認書の提出は電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによらない手続きについて発注者の承諾を得た者は、記3の電子メールアドレスへ添付ファイル（ファイル形式はPDF）で提出すること。

#### 1.7. 技術提案書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 記 1 4 (3) の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。
- (2) 技術提案書の提出期限、場所及び方法等
  - ① 提出期限 令和 8 年 8 月 1 8 日 (火) 12 時 00 分まで
  - ② 提出場所 記 3 に同じ
  - ③ 提出方法 技術提案書及び関連資料の提出は電子入札システムにより行う。  
ただし、電子入札システムによらない手続きについて発注者の承諾を得た者は、記 3 に、書面 1 部及び資料等のデータを記録した電子媒体 (CD-R 等) 1 部を郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着) 又は持参すること。
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

#### 1 8. プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 技術提案書の特定に当たっては、提案者はプレゼンテーションを行い、発注者は、提案者に対しヒアリングを実施する。
  - ① 実施予定日 令和 8 年 8 月 2 0 日 (木)
  - ② 出席者 参加表明書に記載された総括技術者 (必須) 及び主任技術者 (任意の人数) とする。
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの場所、時間及び留意事項については、別途通知する。

#### 1 9. 技術提案書の特定

- (1) 技術提案者が、記 7 に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記 1 7 (2) ① の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 記 7 に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記 9 に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。  
なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として特定する場合がある。
- (3) (2) の特定の結果は、電子入札システム (電子入札システムによらない手続きについて発注者の承諾を得た者に対しては書面) により令和 8 年 9 月 2 日 (水) までに通知する。

#### 2 0. 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書を特定されなかった者は、書面 (様式は自由) によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
  - ① 提出期限 令和 8 年 9 月 9 日 (水) まで
  - ② 提出場所 記 3 に同じ
  - ③ 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内必着。) すること。
- (3) (1) の質問に対する回答期限及び方法

- ① 回答期限 令和8年9月28日(月)
- ② 回答方法 質問回答書を郵送する。

## 2.1. 説明書に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、質問書を提出すること。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
  - ① 提出期限 令和8年7月24日(金)12時00分
  - ② 提出場所 記3に同じ
  - ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによらない手続きについて発注者の承諾を得た者は、別紙質問書様式を記3の電子メールアドレスへ添付ファイルで提出すること。
- (3) (1)の質問に対する回答書は、令和8年7月31日(金)までに、電子入札システム及び鳥取大学ホームページ(下記URL参照)にて閲覧に供する。

<https://www.tottori-u.ac.jp/about/procurement/bid/announcement/>

## 2.2. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。
- (3) 契約保証金 納付。  
ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等
  - ① 同一の者が単体又は共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
  - ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
  - ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
    - (ア) 別紙の「参加表明書作成要領」又は別紙の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
    - (イ) 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
    - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
    - (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
    - (オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約す

る予定の有無 有

当該業務は、随意契約予定の実施設計業務の予定業務量を含めた業務量をもって公募型プロポーザル方式の手続をとるものである。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、参加表明者及び技術提案者と協議の上、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。
- (12) なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (13) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (14) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。
- (15) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
- (16) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。

別表

各国立大学法人
各大学共同利用機関法人
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人日本スポーツ振興センター
独立行政法人日本学術振興会
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
文部科学省共済組合
公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
放送大学学園

※統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

# 参加表明書作成要領

## 1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて全てA4判縦とする。
- (2) 技術資料に記載する同種業務及び類似業務は、平成23年度以降に完成・引渡が完了した新增築の建築物の設計業務で次に掲げる条件を満たしているものをいう。
  - ① 同種業務とは、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、延床面積25,500㎡以上の病院の新営又は改修基本設計業務又は実施設計業務をいう。
  - ② 類似業務とは、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、鉄骨造で、延床面積12,500㎡以上の病院の新営又は改修基本設計業務又は実施設計業務をいう。
- (3) 本業務は、総括技術者及び主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
- (4) 総括技術者及び主任技術者は、本業務に専念できる者であり、かつ、総括技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属するものであること。
- (5) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。
- (6) 単体又は設計共同体の構成員として参加表明書を提出する設計事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における令和7・8年度の設計・コンサルティング業務に係る有資格業者登録申請を行った際に交付されている「設計・コンサルティング業者登録申請書類受領書」の写しをそれぞれ1枚添付すること。
- (7) 参加表明書を提出する設計事務所は、「納税証明書（国税通則法施行規則別紙第八号書式その三の三の未納の税額がないことの証明）」の写しを1枚添付すること。

## 2 総括技術者の資格及び実績（様式2）

- (1) 「1 取得資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を、「一級建築士」を優先して記入すること。
- (2) 「2 同種・類似業務実績」は、平成23年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事し、完了した同種業務又は類似業務を記載すること。記載する件数は5件とするが、この際、同種業務の実績を優先するものとし、同種・類似業務の実績が5件に満たない場合は、実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して、後は空欄とする。
- (3) 「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。
- (4) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、「同種」又は「類似」の別を記入すること。
- (5) 「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。

## 3 総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式3）

- (1) 総括技術者の資格及び実績（様式2）に記入した同種・類似業務の中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 総括技術者の同種又は類似業務の実績（様式3）には、別紙で代表階の平面図（縮尺任意）1点を添付すること。

## 4 主任技術者の資格及び実績（様式4）

- (1) 主任技術者の資格及び実績（様式4）は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「1 資格」欄は、当該業務を行うに当たり関連する資格を、建築（意匠）については

- 「一級建築士」を、建築（構造）については「構造設計一級建築士」，を、電気設備及び機械設備については「設備設計一級建築士」または「建築設備士」を優先して記入すること。
- (3) 「2 同種・類似業務実績」は、平成23年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事した同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入すること。記載する件数は5件とするが、この際、同種・類似業務の実績が5件に満たない場合は、実績のある同種業務又は類似業務のみを記入して、後は空欄とする。
  - (4) さらに、「2 同種・類似業務実績」の「施設名等」欄には、施設名、用途、発注者名及び敷地の所在市町村名を記入すること。また、種類として「同種」または「類似」の別を記入すること。
  - (5) 「立場」欄は、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計、実施設計の別）を記入すること。

#### 5 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式5）

- (1) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式5）は、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「建築（意匠）担当技術者」及び「建築（構造）担当技術者」については、主任技術者の資格及び実績（様式4）に記入した同種又は類似業務中から「同種業務」を優先して1件を選び、各担当分野に関する当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (3) 「電気設備担当主任技術者」及び「機械設備担当主任技術者」については、主任技術者の資格及び実績（様式4）に記入した同種又は類似業務中から「同種業務」を優先して1件を選び、当該業務の内容、設計コンセプト等について写真等（外観及び内部の写真又は透視図等。）を貼付した用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (4) 主任技術者の同種又は類似業務の実績（様式5）には、別紙で代表階の平面図（縮尺任意）1点を添付すること。

## 参加表明書の評価方法

### 1 総則

- (1) 評価点の計算は、配点×評価係数とする。
- (2) 評価係数は、A=1.0, A1=0.8, B=0.6, B1=0.4, C=0.2, D=0とする。
- (3) 評価項目Dの評価がある参加表明書は選定しない。
- (4) 技術提案書を特定するための評価基準は、参加表明書の得点と技術提案書の得点の合計によるものとする。

### 2 評価項目の配点

別紙のとおり

### 3 採点基準

#### (1) 担当予定技術者の能力

##### ① 総括技術者の資格及び経験〔様式2の「1 資格」〕

- ・ 評価は、次表のとおりとする。

評価	評価事項
A	資格・経験係数 18.0～
B	資格・経験係数 15.0～17.9
C	資格・経験係数 0.1～14.9
D	資格・経験係数 0.0

- ・ 資格・経験係数は、技術者資格係数（次表）×実務経験年数とする。

技術者資格係数	資 格
1.0	構造設計一級建築士，設備設計一級建築士， 一級建築士，建築設備士，技術士
0.5	その他の技術者
0.0	他の設計事務所所属

##### ② 総括技術者の同種又は類似業務の実績

(ア) 実績の件数を評価する。〔様式様式2の「2同種・類似業務実績」〕

評価	評価事項
A	評価件数 5件
B	評価件数 2件～4.5件
C	評価件数 0.5件～1.5件
D	評価件数 なし

評価件数＝同種業務実績件数×1.0

〃＝類似〃〃×0.5

(イ) 本件業務に対する適性を実績の内容から総合的に評価する。〔様式2の「2同種・類似業務実績」, 様式3〕

評価	評価事項
A	優れている
B	普通
C	劣る

③ 主任技術者の資格及び経験〔様式4の「1 資格」〕

- ・ 評価は, 次表のとおりとする。

評価	評価事項
A	資格・経験係数 15.0～
B	資格・経験係数 12.0～14.9
C	資格・経験係数 ～11.9

- ・ 資格・経験係数は, 技術者資格係数(次表)×実務経験年数とする。

技術者資格係数	資 格
1.0	構造設計一級建築士, 設備設計一級建築士, 一級建築士, 建築設備士, 技術士
0.5	その他の技術者

④ 主任技術者の同種又は類似業務の実績

(ア) 実績の件数を評価する。〔様式4の「2同種・類似業務実績」〕

評価	評価事項
A	評価件数 5件
B	評価件数 2件～4.5件
C	評価件数 0.5件～1.5件
D	評価件数 なし

評価件数 = 同種業務実績件数 × 1.0

〃 = 類似 〃 × 0.5

(イ) 本件業務に対する適性を実績の内容から総合的に評価する。〔様式4の「2同種・類似業務実績」, 様式5〕

評価	評価事項
A	優れている
B	普通
C	劣る

# 技術提案書作成要領

## 1 総則

(1) 技術提案書の用紙サイズは、全てA4判縦とする。

## 2 技術者名等一覧（様式7）

- (1) 技術者名等一覧（様式7）は、参加表明書に記載した総括技術者及び主任技術者について、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の担当分野毎に記入すること。
- (2) 「所属」欄は当該総括技術者及び当該主任技術者が所属する設計事務所名を記入すること。

## 3 業務の実施方針（様式8）

- (1) 業務の実施方針（様式8）は、業務の実施に当たっての方針あるいは内容についての提案、業務実施に当たっての取組体制、技術者チームの特徴、特に重視する分野毎の設計上の配慮事項（提案を求めている課題を除く。）、その他業務を実施するに当たって配慮することなどを用紙1枚の範囲内で記述すること。
- (2) 業務の実施方針（様式8）には、文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図並びにエスキス及びスケッチを記載又は貼付することができる。ただし、具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）及び透視図等を記載又は貼付することはできない。
- (3) 設計事務所名その他社章など設計事務所が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。

## 4 工程計画等（様式9）

- (1) 「1 業務実施体制」は、業務の実施体制（単体、設計共同体の別）を記入すること。
- (2) 「2 設計共同体」は、設計共同体の構成員名及び出資比率又は分担業務分野区分（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備、などの別）を記入すること。
- (3) 「3 工程計画」の「業務分野」欄は、主な業務分野（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備、などの別）を記入すること。
- (4) 「3 工程計画」の「工程計画」欄は、業務分野毎の主な作業内容（例：基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計などの別）の実施時期を実線で記入すること。
- (5) 「3 工程計画」の「延従事予定技術者数」欄は、総括技術者、主任技術者及びその他技術者毎に延従事予定技術者数記入すること。また、協力設計事務所に依存する部分については、（ ）書き内数で明記すること。

## 5 課題についての提案（様式10）

- (1) 課題についての提案（様式10）は、次に掲げる課題についての基本的な考え方を各課題それぞれ用紙1枚の範囲内で記述すること。
  - ・ 立地条件を踏まえた自然災害等に配慮した計画について
  - ・ 周辺環境を踏まえたデザイン計画及び隣接する公園とシームレスに相互利用可能な施設計画について
  - ・ コスト縮減について
  - ・ 医療の環境変化に柔軟に対応可能な施設計画について
  - ・ 地域性を考慮した環境配慮事項について
- (2) 課題についての提案（様式10）には、文章を補完するための最小限の写真、イラスト及びイメージ図及びスケッチを記載又は貼付することができる。ただし、具体的な設計図、模型写真及び透視図等を記載又は貼付することはできない。
- (3) 設計事務所名その他社章など設計事務所が判別できるもの及び氏名など個人が判別でき

るものを記載することはできない。

- (4) 技術提案書の作成にあたっては、別途提示する「鳥取大学医学部附属病院再整備基本構想」及び「鳥取大学医学部附属病院再整備事業基本計画書」の内容を踏まえること。

#### 6 協力設計事務所（様式11）

- (1) 協力設計事務所（様式11）は、協力設計事務所を予定している場合に記入すること。
- (2) 複数者の協力設計事務所がある場合は、別々の用紙に記入すること。
- (3) 「協力内容」欄は、業務区分（基本設計、実施設計それぞれについて、（建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備、などの別）及び作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計等の別）を記入すること。
- (4) 「延従事予定技術者数」欄は、担当業務区分毎に延従事予定技術者人数を記入すること。

#### 7 ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況の実績（様式12）

- (1) 認定の有無について記載するとともに、当該認定を証明するものの写しを提出すること。  
設計共同体の場合、設計共同体の構成員全ての認定を証明するものの写しを提出すること。
- (2) 認定が取消となった場合には速やかに本学に届け出ること。

#### 8 基本設計業務に係る参考見積書（様式自由）

## 技術提案書の評価方法

### 1 総則

- (1) 評価点の計算は、配点×評価係数とする。
- (2) 評価係数は、A=1.0, A1=0.8, B=0.6, B1=0.4, C=0.2, D=0とする。
- (3) 技術提案書を特定するための評価基準は、参加表明書の得点と技術提案書の得点の合計によるものとする。

### 2 評価項目の配点

別紙のとおり

### 3 採点基準

#### (1) 担当予定技術者の能力

##### ① 総括技術者の資格及び経験〔様式2の「1 資格」〕

- ・ 評価は、次表のとおりとする。

評価	評価事項
A	資格・経験係数 18.0～
B	資格・経験係数 15.0～17.9
C	資格・経験係数 0.1～14.9
D	資格・経験係数 0.0

- ・ 資格・経験係数は、技術者資格係数（次表）×実務経験年数とする。

技術者資格係数	資 格
1.0	構造設計一級建築士，設備設計一級建築士， 一級建築士，建築設備士，技術士
0.5	その他の技術者
0.0	他の設計事務所所属

##### ② 総括技術者の同種又は類似業務の実績

(ア) 実績の件数を評価する。〔様式様式2の「2同種・類似業務実績」〕

評価	評価事項
A	評価件数 5件
B	評価件数 2件～4.5件
C	評価件数 0.5件～1.5件
D	評価件数 なし

評価件数＝同種業務実績件数×1.0

〃＝類似〃〃×0.5

(イ) 本件業務に対する適性を実績の内容から総合的に評価する。〔様式2の「2同種・類似業務実績」, 様式3〕

評価	評価事項
A	優れている
B	普通
C	劣る

③ 主任技術者の資格及び経験〔様式4の「1 資格」〕

- ・ 評価は、次表のとおりとする。

評価	評価事項
A	資格・経験係数 15.0～
B	資格・経験係数 12.0～14.9
C	資格・経験係数 ～11.9

- ・ 資格・経験係数は、技術者資格係数（次表）×実務経験年数とする。

技術者資格係数	資 格
1.0	構造設計一級建築士，設備設計一級建築士， 一級建築士，建築設備士，技術士
0.5	その他の技術者

④ 主任技術者の同種又は類似業務の実績

(ア) 実績の件数を評価する。〔様式4の「2同種・類似業務実績」〕

評価	評価事項
A	評価件数 5件
B	評価件数 2件～4.5件
C	評価件数 0.5件～1.5件
D	評価件数 なし

評価件数＝同種業務実績件数×1.0

〃＝類似〃〃×0.5

(イ) 本件業務に対する適性を実績の内容から総合的に評価する。〔様式4の「2同種・類似業務実績」, 様式5〕

評価	評価事項
A	優れている
B	普通
C	劣る

(2) 業務の実施方針

① 業務内容の理解度及び実施方針の妥当性〔様式8〕

本件業務に対する適性を実績の内容から総合的に評価する。

評価	評価事項
A	優れている
B	普通
C	劣る

② 工程計画の妥当性〔様式9〕

本件業務に対する適性を実績の内容から総合的に評価する。

評価	評価事項
A	優れている
B	普通
C	劣る

(3) 課題についての提案〔様式10〕

① 提案の的確性を技術提案書により総合的に評価する。

評価	評価事項
A	極めて優れている
A 1	優れている
B	普通
B 1	やや劣る
C	劣る

② 提案の実現性を技術提案書により総合的に評価する。

評価	評価事項
A	極めて優れている
A 1	優れている
B	普通
B 1	やや劣る
C	劣る

(4) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況 (様式11)

評価	評価事項
A	いずれかに該当あり
D	該当なし

## 設計業務名 鳥取大学（米子）医学部附属病院病棟新営基本設計業務

評価項目	評価事項		配点		備考		
			選定	特定			
参加 表明書	担当予定 技術者の 能力	総括技術者の資格及び経験		5	5	内容に関する事 項は選定段階で は採点しない。	
		総括技術者の同種又は 類似業務の実績	件数	5	5		
			内容	5	5		
		主任技術者の資格及び経験	意匠	5	5		
			構造	5	5		
			電気	5	5		
			機械	5	5		
		主任技術者の 同種又は類似 業務の実績	建築 (意匠)	件数	5		5
				内容	5		5
			建築 (構造)	件数	5		5
				内容	5		5
			電気	件数	5		5
				内容	5		5
			機械	件数	5		5
内容	5			5			
業務の 実施方針	業務内容の理解度及び実施方針の妥当性			20			
	工程計画の妥当性			20			
技術 提案書	課題に ついて の提案	立地条件を踏まえた自然災害等に配慮した 計画について	的確性		10		
			実現性		10		
		医療の環境変化に柔軟に対応可能な施設計 画について	的確性		10		
			実現性		10		
		附属病院施設と自治体公園施設との将来を 見据えたフレキシブル且つシームレスに相 互利用可能な施設計画について	的確性		10		
			実現性		10		
		地域性を考慮した環境配慮事項について	的確性		10		
			実現性		10		
		コスト縮減について	的確性		10		
			実現性		10		
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況				11			
合計			75	226			

# 設計業務委託契約書（案）

業務名 鳥取大学（米子）医学部附属病院病棟新営基本設計業務

業務委託料 金 円也  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人鳥取大学 学長 原田 省 と受注者 との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計業務委託特記仕様書等に基づいて、業務を完了する。

第2条 業務の着手時期は、契約締結日の翌日とする。

第3条 業務の完了期限は、令和10年 3月 31日（金）とする。

第4条 契約保証金は、金【業務委託料の10分の1】円を納付する。

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第5条 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適正な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第6条 業務委託料は、金【業務委託料の10分の3】円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から14日以内にするものとする。

第7条 業務委託料（前払金を除く。）として、請求書を受領した翌月末日までに支払うものとする。

第8条 業務委託料の請求書（前払金を含む。）は、鳥取大学施設環境部企画環境課に送付するものとする。

第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101番地  
国立大学法人鳥取大学  
学 長 原田 省

受注者



(別紙)

## 設計業務委託契約要項

この要項は、設計業務に関する委託契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、設計業務委託契約書（以下「契約書」という。）及びこの要項に基づき、設計業務委託仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下「設計仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この要項及び設計仕様書を内容とする設計業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、業務（契約書、この要項及び設計仕様書を内容とする設計業務をいう。以下同じ。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、この契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引渡し、発注者は、その業務委託料を受注者に支払う。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 業務の実施方法その他成果物を完成するために必要な一切の手段（以下「実施方法等」という。）については、契約書、この要項若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定めなければならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及びこの要項若しくは設計仕様書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 契約書、この要項及び設計仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第57条第1項の規定により発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくす

すべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (指示等及び協議の書面主義)

第2条 契約書、この要項及び設計仕様書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、提案、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定にかかわらず緊急やむを得ない事情がある場合には、指示等を口頭で相手方に行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、指示等を行った日から7日以内にこれを相手方に交付しなければならない。
- 3 発注者及び受注者は、契約書、この要項及び設計仕様書に定めるところにより協議を行う場合は、当該協議の内容を書面に記録しなければならない。

#### (関連設計業務との調整)

第3条 発注者は、業務と発注者の発注に係る第三者の実施する設計業務が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、業務の実施に関して調整を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い第三者の行う設計業務の円滑な実施に協力しなければならない。

#### (業務工程表)

- 第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に定めるところにより業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、当該業務工程表の提出を必要としない旨の通知を受注者にした場合には、この限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
  - 3 発注者は、履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
  - 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

第5条 受注者は、契約書に定めるところによりこの契約の締結と同時に、次の各号のいず

れかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付。

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が  
 確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭  
 和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）  
 の保証。

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締  
 結。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法  
 その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該  
 履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合  
 において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の  
 額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証  
 は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するもので  
 なければならない。

5 業務委託料の変更があった場合は、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達す  
 るまで、発注者は保証の額の増額を受注者に、受注者は保証の額の減額を発注者に請求す  
 ることができる。

6 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付した場合は、当該保証は契約保証金  
 に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付  
 した場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 第1項の保証に係る契約保証金、保証金又は保険金は、受注者が契約事項を履行しな  
 かった場合は、大学に帰属する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては  
 ならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

2 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物、同条第2項に規  
 定する引渡部分に係る成果物及び未完成の成果物並びにこの契約を履行する上で得られ  
 た記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、閲覧させ、複写させ、又は質権その他の  
 担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合には、こ

の限りでない。

- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### (著作権の帰属)

- 第7条 成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下第9条まで同じ。）又は本件建造物（成果物を利用して完成した建造物をいう。以下同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該成果物又は本件建造物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属する。
- 2 受注者は、業務に従事する受注者の使用人が職務上作成する著作物の著作者に受注者になるよう、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 受注者は、第10条第2項の規定により業務の一部を委任され、又は請け負った第三者が創作した著作物の著作権を当該第三者から譲受けるよう、必要な措置を講じなければならない。

#### (著作物等の利用の承諾)

- 第8条 受注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる成果物の利用を発注者に承諾する。この場合において、受注者は、次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に承諾してはならない。
- 一 成果物を利用して建造物を完成すること。
  - 二 前号の目的又は本件建造物の増築、改築、修繕、模様替え、維持、管理、運営若しくは広報等のために必要な範囲で成果物を複製又は変形、改変、修正その他翻案すること。
  - 三 前2号の目的又は発注者の事業の必要に応じて成果物の複製物等を頒布すること。
- 2 発注者は、本件建造物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、次の各号に掲げる本件建造物の利用を行うことができる。
- 一 本件建造物を写真、模型、絵画その他の手法により表現すること。
  - 二 発注者の事業の必要に応じて本件建造物の複製物等を頒布すること。
  - 三 本件建造物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより変形し、若しくは改変し、又は取り壊すこと。

(著作者人格権についての特約)

第9条 受注者は、成果物又は本件建造物が著作物に該当するとしなにかかわらず、成果物又は本件建造物の内容を発注者が自由に公表することを承諾する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該成果物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物又は本件建造物が著作物に該当するとしなにかかわらず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合には、この限りでない。

- 一 成果物又は本件建造物の内容を公表すること。
- 二 本件建造物に受注者の実名又は変名を表示すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条の2 受注者は、成果物又は本件建造物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権等の侵害の防止)

第9条の3 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第10条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計仕様書において指定した軽微な部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合には、この限りではない。

(委託等の通知)

第11条 発注者は、受注者が業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令の

定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその使用を指定した場合において、設計仕様書又は発注者の指示に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（意匠の実施の承諾等）

- 第12条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡するものとする。

（監督職員）

- 第13条 発注者は、監督職員を置いた場合は、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更した場合も、同様とする。
- 2 監督職員は、この要項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計仕様書に定めるところにより次に掲げる権限を有する。
- 一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者に対する指示。
  - 二 この要項及び設計仕様書等（設計仕様書、発注者の指示及び発注者と受注者との協議をいう。以下同じ。）の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
  - 三 この契約の履行に関する受注者との協議。
  - 四 業務の進捗状況の確認、設計仕様書等の記載内容と業務の実施状況との照合その他この契約の履行状況の監督。
- 3 発注者は、監督職員にこの要項に基づく発注者の権限の一部を委任した場合は当該権限の内容を、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させた場合はそれぞれの監督職員の有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 監督職員を置いた場合は、この要項又は設計仕様書に定める指示等については、設計仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第14条 受注者は、業務の管理を行う管理技術者を定め、設計仕様書に定めるところによりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更した場合も、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理、設計仕様書の訂正又は変更、履行期間の変更、業務委託料の変更、第31条第3項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の成果物の引渡しの申出及び引渡し、同条第4項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の引渡し、業務委託料の請求及び受領、賠償金等（賠償金、損害金及び違約金をいう。以下同じ。）の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがある場合には、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(実施報告)

第15条 受注者は、設計仕様書に定めるところにより業務の実施状況について発注者に報告しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第16条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第10条第2項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った第三者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により請求があった場合は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により請求があった場合は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(貸与品)

第17条 発注者が受注者に貸与する図面その他業務に必要な物品（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所又は引渡時期は、設計仕様書に定めるところ

による。

- 2 受注者は、貸与品の引渡しを受けた場合は、引渡しの日から7日以内に受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、貸与品が汚損し、若しくは毀損した場合又はその返還が不可能となった場合は、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、業務の完了、設計仕様書の変更等により不必要となった貸与品を直ちに発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意若しくは過失により貸与品が汚損し、若しくは毀損した場合又はその返還が不可能となった場合は、発注者に対して、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計仕様書等不適合の場合の修補義務)

第18条 受注者は、受注者の業務の実施内容が設計仕様書等の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。発注者は、この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由により、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第19条 受注者は、業務を実施するに当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見した場合は、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を発注者に請求しなければならない。
- 一 設計仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計仕様書に誤り又は脱漏があること。
  - 三 設計仕様書の表示が明確でないこと。
  - 四 設計仕様書に示された自然的又は人為的な設計条件と実際の設計条件が相違すること。
  - 五 設計仕様書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定により確認を請求された場合又は自ら同項各号に掲げる事実を発見した場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要がある場合は、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない

理由がある場合には、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 発注者は、前項の調査の結果、第1項各号の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者とが協議を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定により設計仕様書若しくは指示を訂正若しくは変更し、又は発注者と受注者との協議が行われた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計仕様書等の変更)

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計仕様書又は発注者の指示の変更内容を受注者に通知して設計仕様書又は発注者の指示を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止)

- 第21条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備えるための費用その他業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務に係る受注者の提案)

- 第22条 受注者は、設計仕様書等について、技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した場合は、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更内容を受注者に通知して設計仕様書等を変更することができる。
  - 3 発注者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

#### (適正な履行期間の設定)

第23条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第24条 受注者は、第3条に規定する関連設計業務の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了する見込みがない場合は、発注者に対して、設計仕様書に定めるところにより履行期間の延長を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第25条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要がある場合は、受注者に対して、設計仕様書に定めるところにより履行期間の短縮を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第26条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、受注者は、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第24条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

- 第27条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、受注者は、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この要項の定めにより受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に成果物に生じた損害その他この契約の履行により生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担しなければならない。ただし、その損害（契約書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 この契約の履行により第三者に損害を及ぼした場合は、受注者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず同項に規定する損害（契約書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担しなければならない。ただし、受注者が、設計仕様書等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合には、この限りでない。
- 3 発注者及び受注者は、前2項の場合その他この契約の履行により第三者との間に紛争を生じた場合は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

第30条 発注者は、第12条、第18条から第22条まで、第24条、第25条、第28条、第33条又は第36条の2の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、受注者は、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、業務を完了した場合は、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により通知を受けた場合は、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 発注者は、前項の検査により業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを発注者に申出た場合は、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わない場合には、受注者に対して、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しない場合は、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合は、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

#### (業務委託料の支払)

- 第32条 受注者は、前条第2項（同条第5項又は第37条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下第3項において同じ。）の検査に合格した場合は、発注者に対して、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定により請求があった場合は、請求書受理日の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。
  - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しない場合は、その期間を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第3項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第4項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 発注者は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
  - 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払)

- 第34条 受注者は、契約書に定めるところにより保証事業会社と業務完了期限を保証期限とする、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第1項の規定により請求があった場合は、当該請求書受理日の翌月末日までに前払金を受注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合は、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、業務委託料が減額された日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、発注者は、この項の期間内に第37条の2による支払若しくは第37条第1項又は第2項において準用する第32条第2項の規定による支払をしようとする場合には、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 6 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上であるときは、その超過額を発注者に返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を発注者に返還しなければならない。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかった場合には、その未返還額について、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

#### （前払金保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか業務委託料が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
  - 4 受注者は、前払金の額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの契約を履行するための材料費、労務費、外注費、機械購入費（業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第36条の2 受注者は、第34条、第37条第1項又は第2項において準用する第32条第2項若しくは第37条の2の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第37条 成果物について、発注者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えてこれらの規定を準用する。

2 発注者は、前項に規定する場合のほか成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、当該部分について受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えてこれらの規定を準用する。

3 前2項において準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定しなければならない。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」又は第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者は、前2項において準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。

一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

## 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

### (部分払)

第37条の2 受注者は、業務の完了の前に、受注者が既に業務を完了した部分(第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額×(9/10-前払金額/業務委託料)

- 6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求書受理日の翌月末日までに部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

### (国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第38条 国庫債務負担行為に係る契約において、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)及び支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額を変更することができる。

### (国庫債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第39条 国庫債務負担行為に係る契約の前金払については、第34条中「業務完了期限」とあるのは「業務完了期限(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第37条の2第1項の業務委託料相当額(以下この条及び次条にお

いて「前会計年度末業務委託料相当額」という。)が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計仕様書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計仕様書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

(国庫債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第40条 国庫債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「履行高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条の2第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{業務委託料相当額} - (\text{前会計年度までの履行高予定額} + \text{履行高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の履行高予定額}$$

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
  - 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - 四 管理技術者を配置しなかったとき。
  - 五 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
  - 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解

除することができる。

- 一 第6条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時設計業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第20条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第21条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（当該期間の10分の5が6月を超える場合は、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部の場合には、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第49条 第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は、この契約が解除された場合は、消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらずこの契約が業務の完了前に解除された場合において、必要があると認めるときは、第37条第1項又は第2項において準用する第31条第3項又は第4項の規定により部分引渡しを受けた成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て返還しないことができる。この場合において、発注者は、当該返還しない部分に相応する業務委託料（以下「未返還部分業務委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定にかかわらずこの契約が業務の完了前に解除された場合において、必要があると認めるときは、成果物の一部分が完成した部分を検査の上、検査に合格した部分を受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた部分に相応する業務委託料（以下「既実施部分業務委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 4 未返還部分業務委託料（一部を返還しない場合に限る。）及び既実施部分業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、第2項又は前項に規定する承諾を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知することができる。

（解除に伴う措置）

- 第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定により前払金の支払又は第37条第1項若しくは第2項において準用する第31条第3項又は第4項の規定による部分引渡しに係る業務委託料の支払があったときは、第43条、第44条又は次条第3項の規定によるこの契約の解除にあつては当該前払金の額又は業務委託料に当該前払金又は業務委託料の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定によるこの契約の解除にあつては当該前払金の額又は業務委託料を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらずこの契約が業務の完了前に解除された場合において、発注者が前条第2項の規定により部分引渡しを受けた成果物の全部又は一部を受注者に返還しないときで第34条の規定により前払金の支払又は第37条第1項若しくは第2項において準用する第31条第3項又は第4項の規定による部分引渡しに係る業務委託料の支払があったときは、先ず当該前払金の額を、次に当該業務委託料を未返還部分業務委託料に充当しなければならない。
  - 3 受注者は、前項の場合において、前払金の額又は業務委託料になお余剰があるときは、第43条、第44条又は次条第3項の規定によるこの契約の解除にあつては当該前払金の余剰額又は業務委託料の余剰額に当該前払金又は業務委託料の支払の日から返還の日までの日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、第42条、第46条又は第47条の規定によるこの契約の解除にあつては当該前払金の余剰額又は業務

委託料の余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。受注者は、この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により汚損し、毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者に対して、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定による場合は、発注者が定め、第42条、第46条又は第47条の規定による場合は、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 6 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第43条又は第44条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第43条又は第44条の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第44条第8号又は第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第53条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条

の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料額の10分の1に相当する額のほか、業務委託料額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約不適合責任期間等)

第54条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた場合はその引渡しの日から本件建造物の工事完成後2年、第37条第1

項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合はその引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用しない。この場合において契約不適合に関する受注者の責任は、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### （保険）

- 第55条 受注者は、契約書に定めるところにより保険を付した場合又は任意に保険を付している場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 2 受注者は、契約書に定めるところにより保険を付した場合に、履行期間の延長又は業務委託料の増額がされたときは、保険期間又は保険金額を変更し、変更後の保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、契約書に定めるところにより保険を付した場合に、履行期間の繰上げ又は業務委託料の減額がされたときにおいて、保険期間又は保険金額を変更したときは、変更後

の保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第56条 受注者がこの要項に定める賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第57条 発注者及び受注者は、契約書、この要項又は設計仕様書の定めにより発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に発注者が定めたものに受注者が不服があるときその他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図らなければならない。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とは協議して定めたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とは折半し、その他のものは発注者と受注者とはそれぞれ負担しなければならない。

2 発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

3 発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、管理技術者の職務の執行に関する紛争、受注者の使用人若しくは第10条第2項の規定により受注者から業務の一部を委任され、若しくは請け負った者の業務の実施に関する紛争又は監督職員の職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項に規定する期間が経過した後でなければ、第1項に規定するあっせん若しくは調停の手続又は前項に規定する訴えの提起若しくは調停の申立てを請求することができない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第58条 契約書、この要項及び設計仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第59条 この要項に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(その他)

第60条 この要項の実施に必要な事項については、別記の設計業務委託現場説明書によるものとする。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 競争参加者（第5条—第8条）
- 第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準（第9条—第11条）
- 第4章 予定価格及び見積書（第12条—第14条）
- 第5章 競争入札の手続（第15条—第27条）
- 第6章 契約の締結（第28条—第35条）
- 第7章 監督及び検査（第36条—第41条）
- 第8章 契約の変更等（第42条—第47条）
- 第9章 代価の収納，支払等（第48条・第49条）
- 第10章 電子入札システム（第50条）
- 第11章 雑則（第51条—第53条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、鳥取大学会計規則（平成16年鳥取大学規則第101号。以下「会計規則」という。）に基づき、鳥取大学（以下「本学」という。）が締結する売買，貸借，請負その他の契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

2 本学における契約の一般的約定事項については、別に定める。

（契約事務の委任）

第3条 学長は、会計規則第5条の規定により、契約事務に関し、別表のとおりその事務の範囲を職員（以下「契約受任者」という。）に委任するものとする。

2 学長は、前項に定める契約受任者のほか、外国で行う契約事務に関し、資金の前渡しを受けた者（第52条において「外国における契約受任者」という。）にその事務を委任することができる。

（契約受任者の代理）

第4条 学長は、契約受任者が次の各号のいずれかに該当するときは、他の職員に代理させることができる。

- 一 契約受任者が事故等により欠けたとき。
- 二 契約受任者が出張，休暇，欠勤その他特別な理由により長期間その職務を行うことができないとき。
- 三 契約受任者が休職又は停職を命ぜられたとき。

第2章 競争参加者

（一般競争に参加させることができない者）

第5条 契約受任者は、未成年者，被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除き、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規則第24条に規定する一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第6条 契約受任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつ

た後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約受任者は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第7条 契約受任者は、一般競争に加わろうとする者の資格について、「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日 文部科学大臣決定。以下「文部科学大臣決定」という。)により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ本学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

2 契約受任者は、前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から本学における一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学大臣決定に準じて審査するものとする。

3 「文部科学大臣決定」に定める予定価格に応じた等級を有する競争参加者が僅少であると認められるときは、建設工事にあつては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位の資格の等級に格付けされた業者を、製造、販売、買受け又は役務提供等にあつては、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。

4 会計規則第24条第1項ただし書に規定する指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第8条 売買、貸借、請負その他の契約について、競争に参加する者を指名しようとするときは、次に定める基準によるものとする。

一 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、完成期限、物件の納入期限等を考慮する必要がある場合においては、工事等の施行場所、物件の納入場所等を考慮して、契約上有利と認められる者を指名することができる。

二 特殊な工事、製造等の契約について、その工事、製造等と同一の工事、製造等を他に施行した実績がある者に行わせる必要がある場合においては、当該実績を有する者を指名することができる。

三 工事、製造等の請負契約の性質上、特殊な技術機械等を必要とする場合においては、当該技術、機械等を有する者を指名することができる。

四 第1号から前号までに定めるもののほか、不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮して指名することができる。

第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

(指名競争に付することができる場合)

第9条 会計規則第24条第1項ただし書の規定により次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争に付することができる。

一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないと

き。

- 二 一般競争に付することが不利と認められるとき。
  - 三 工事の請負契約で予定価格が、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ、財務大臣の定める額に達しないとき。
  - 四 工事の請負以外の契約で予定価格が、1,000万円を超えないとき。ただし、製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約を単価で行う場合には、契約期間の所要額を予定価格とみなす。
  - 五 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要があるとき。
- 2 前項第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
  - 二 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
  - 三 契約上の義務違反があった場合に本学の事業に著しく支障を来すおそれがあるとき。
- 3 会計規則第24条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（随意契約によることができる場合）

第10条 会計規則第24条第1項ただし書の規定により次の各号のいずれかに該当する場合においては、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
  - 二 緊急の必要により、競争に付することができないとき。
  - 三 競争に付することが不利と認められるとき。
  - 四 工事の請負契約で予定価格が、1,000万円を超えないとき。
  - 五 工事の請負以外の契約で予定価格が、500万円を超えないとき。ただし、製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約を単価で行う場合には、契約期間の所要額を予定価格とみなす。
  - 六 本学の行為を秘密にする必要があるとき。
  - 七 運送又は保管をさせるとき。
  - 八 外国で契約するとき。
  - 九 国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、国立大学法人及び独立行政法人と契約を締結するとき。
  - 十 前各号に規定するもののほか業務運営上特に必要があるとき。
- 2 前項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
  - 二 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。
  - 三 買入れを必要とする物件が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
  - 四 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
  - 五 急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。
- （入札者がいないとき等の随意契約）

第11条 契約受任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

2 契約受任者は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、会計規則第28条第1項に規定する契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付することに定めた条件を変更することができない。

4 第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

#### 第4章 予定価格及び見積書

(予定価格の作成及び決定方法)

第12条 契約受任者は、競争入札に付する事項の予定価格（交換にあつては、それぞれの財産の価格の差額）を当該事項に関する仕様書、設計書等により定めなければならない。

2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

3 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用、役務等の契約の場合においては、単価について定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(随意契約による予定価格等)

第13条 契約受任者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ前条（第2項を除く。）に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、第10条第1項第4号及び第5号の規定に基づく随意契約によるときは、書面による予定価格の作成を省略することができる。この場合において、工事請負契約については、同項第4号中「1,000万円」とあるのは、「500万円」と読み替えるものとする。

(見積書の徴取)

第14条 契約受任者は、第10条第1項第4号及び第5号の規定に基づき随意契約によろうとするときは、別に定める場合を除き、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

2 次に掲げる随意契約の場合は、見積書の徴取を省略することができる。

一 法令に基づいて取引価格（料金）が定められているときその他特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

二 別に定める少額の取引による場合

#### 第5章 競争入札の手続

(入札の公告等)

第15条 契約受任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前にホームページ、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争を執行する場所及び日時

五 入札保証金に関する事項

六 その他必要な事項

3 契約受任者は、指名競争に付する場合は、指名した者に対し、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を通知するものとする。

(入札保証金)

第16条 会計規則第28条第1項に規定する入札保証金は、競争に加わろうとする者の見積る金額の100分の5以上の金額とする。

(入札保証金の免除)

第17条 契約受任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計規則第28条第1項ただし書の規定により入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に本学を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- 二 銀行若しくは学長が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関。以下「銀行等」という。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)による契約保証の予約を受けたとき。
- 三 第7条に規定する資格を有する者による競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第18条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申出によりこれを契約保証金に充てることができる。
- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本学に帰属させるものとし、契約受任者は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第19条 会計規則第28条第2項に規定する入札保証金の納付に代えることができる担保は、次のとおりとする。

- 一 銀行等が振り出し、又は支払を保証した小切手
- 二 郵便為替証書
- 三 郵便振替払出証書
- 四 利付国債
- 五 銀行等の入札保証

(入札の執行)

第20条 契約受任者は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を提出させなければならない。

- 一 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
  - 二 入札金額
  - 三 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印
  - 四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約受任者は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。

3 契約受任者は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。

4 契約受任者は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

（入札の延期又は廃止等）

第21条 契約受任者は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

（入札場の自由入退場の禁止）

第22条 契約受任者は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

2 契約受任者は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者であった入場した者の退場を許してはならない。

（開札）

第23条 契約受任者は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

（入札の無効等）

第24条 契約受任者は、第15条に規定する公告及び通知において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

2 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあったときも同様とする。

（再度入札）

第25条 契約受任者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

（落札者の決定方法）

第26条 契約受任者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 契約受任者は、前項の同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

（総合評価落札方式による決定方法）

第26条の2 契約受任者は、会計規則第26条第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者について、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、最も有利な申込みをした入札者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、落札者を決定することができるものとする。

2 前項に規定する総合評価落札方式は、本学における大型設備の調達（政府調達に関する協定が適用される設備の調達をいう。）、建設工事及び設計・コンサルティング業務の契約その他契約で、契約受任者が会計規則第26条第1項の規定による落札方式では十分に対応できないと判断した場合に適用するものとする。

（最低価格の入札者を落札者としなければならない契約）

第27条 会計規則第26条第1項の別に定める予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方としないことができる契約は、本学の支出の原因となる契約で予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約のうち、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
  - 二 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項に規定する契約について、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とする。
- 一 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額に別に定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であったとき。
  - 二 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であったとき。
  - 三 その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であったとき。
  - 四 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で別に定める基準による割合を当該競争契約の予定価格に乘じて得た額を下廻る入札価格であったとき。
- 3 契約受任者は、前項の基準に該当することとなったときは、直ちに自ら又は補助者を命じて入札価格について調査しなければならない。
- 4 契約受任者は、前項の調査の結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不相当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。

#### 第6章 契約の締結

(契約書の作成)

- 第28条 契約受任者は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として7日以内に、契約書を取り交わさなければならない。
- 2 契約受任者は、随意契約をする場合において契約書を作成するときは、直ちに契約の相手方と契約書を取り交わさなければならない。

(契約書の記載事項)

第29条 会計規則第27条のその他履行に関する必要な条項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約金等
- 五 危険負担
- 六 契約不適合責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他履行に関する必要な条項

(契約書の省略)

第30条 会計規則第27条ただし書の別に定める場合は、次のとおりとする。

- 一 一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が500万円（外国で契

約するときは、200万円)を超えない契約をするとき。

二 せり売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。  
(請書等の徴取)

第31条 契約受任者は、前条により契約書の作成を省略する場合においても、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方から請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

一 物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約をするとき。

二 一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が300万円を超える契約をするとき。

三 その他請書等を徴する必要があると認められるとき。

(契約保証金)

第32条 会計規則第28条第1項に規定する契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額とする。

(契約保証金の免除)

第33条 契約受任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会計規則第28条第1項ただし書の規定により契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

一 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んだとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他学長が認める金融機関と工事履行保証契約を結んだとき。

四 第7条に規定する資格を有する者による競争に付し、若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付)

第34条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとし、契約履行後に還付するものとする。

2 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属させるものとし、契約受任者は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(契約保証金に代わる担保)

第35条 会計規則第28条第2項に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第19条の入札保証金に代わる担保に準ずるものとし、契約履行期間を保証する担保によらなければならない。

## 第7章 監督及び検査

(監督の方法)

第36条 会計規則第29条第1項に規定する監督は、契約受任者が、自ら又は補助者(監督職員)に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行わなければならない。

2 監督職員は、契約受任者と緊密に連絡するとともに契約受任者又は学長の要求に基づき、若しくは随時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査の方法)

第37条 会計規則第29条第2項に規定する検査は、契約受任者が、自ら又は補助者(検査職員)に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

ない。

- 2 前項に基づいて行う検査は、本学が相手方から給付を完了した旨の通知を受けた日から工事については14日以内、その他の給付については10日以内に行うものとする。

(契約受任者及びその補助者以外の職員等に監督又は検査を行わせる場合)

第38条 契約受任者は、特に必要があるときは第36条第1項の監督及び前条第1項の検査を契約受任者自ら及びその補助者以外の職員に行わせることができる。

- 2 学長は、特に必要があるときは、前項の監督及び検査を委託して行わせることができる。  
3 前2項の特に必要があるときは、専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により契約受任者及びその補助者によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合とする。  
4 学長は、第2項の定めるところにより監督職員又は検査職員を任命したときは、契約受任者にその旨並びに監督又は検査を行わせることとした職員等の職名、氏名及び監督又は検査の事務の範囲を通知しなければならない。

(検査の一部省略)

第39条 検査職員は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件の買入れに係る契約で、単価が20万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成)

第40条 第37条第1項の検査を行った者は、検査調書を作成しなければならない。ただし、契約金額が500万円を超えない契約に係るものは、これを省略することができる。

- 2 前項の検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第41条 契約受任者から命じられて監督を行う者は、次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

- 一 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- 二 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- 三 その他学長が必要と認めた場合

#### 第8章 契約の変更等

(契約の履行遅滞)

第42条 契約受任者は、契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、本学の事業運営上著しく支障を来さないと認められるときは、期間を限り契約を解除せずに契約の履行期限を猶予することができる。この場合において、契約受任者は、契約の相手方から損害金等を徴収しなければならない。

(不完全履行)

第43条 契約受任者は、一応の履行がなされたが、その内容が契約の目的に適さない場合は、次の各号に基づき処理するものとする。

- 一 追完が不可能な場合は、損害賠償を請求し契約を解除する。
- 二 追完が可能な場合は、前条に準じ期間を定めて、完全な給付又は不完全な部分の補修を請求する(この請求に基づき追完した場合で、当該履行期限より遅れたときは、損害金等を徴収しなければならない。)
- 三 追完が可能な場合で契約の相手方が追完の請求に応じないときは、損害賠償を請求し契約を解除する。

(債務不履行の挙証責任)

第44条 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)

(契約変更等の制限)

第45条 契約受任者は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更(軽微な事項を除く。)及び契約内容の追加をすることができない。

(契約金額の変更)

第46条 契約金額決定の前提となった諸条件に変動が生じた場合の契約金額の変更は、契約金額を変更できる旨を契約条項に定めておくことにより行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として、契約金額を変更しないものとする。

- 一 納期の変更をする場合(変更に伴う増額が軽微なものに限る。)
- 二 契約金額は増額する性質のものであるが契約の相手方から契約金額の範囲内で履行する旨の申出があった場合

(値引受領)

第47条 契約受任者は、契約の相手方が提供した契約の目的物に些少の不備がある場合であっても使用上支障がないと認めた場合は、契約金額を適正に値引きして目的物を引き取ることができる。

第9章 代価の収納、支払等

(代価の収納)

第48条 契約受任者は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し、又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、国立大学法人及び独立行政法人に貸付け等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第49条 契約受任者は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日の翌月末までに支払うことを約定しなければならない。

第10章 電子入札システム

(電子入札システム)

第50条 この規程による競争入札(第11条の規定を含む。)の実施については、文部科学省電子入札システムの利用を妨げるものではない。

第11章 雑則

(契約受任者に事務を委任しない場合の読替え)

第51条 契約受任者の事務の範囲を超える契約に係る事務の取扱いについては、第5条から第7条まで、第11条から第15条まで、第17条から第28条まで、第31条、第33条、第34条、第36条から第38条まで、第41条から第43条まで、第45条及び第47条から第49条までの規定中「契約受任者」とあるのは「学長」と読み替えるものとする。

(外国における契約受任者が行う契約事務)

第52条 外国における契約受任者が行う契約は、第10条第1項第8号の規定に基づき、随意契約によるものとする。

2 前項に定める契約事務の取扱いについては、この規定中の契約受任者が行う随意契約に関する規定を準用する。

(雑則)

第53条 この規程に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年6月14日鳥取大学規則第89号）

この規程は、平成17年6月14日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月8日鳥取大学規則第14号）

この規程は、平成18年2月8日から施行する。

附 則（平成18年5月17日鳥取大学規則第69号）

この規程は、平成18年5月17日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年12月4日鳥取大学規則第134号）

この規程は、平成18年12月4日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成19年5月23日鳥取大学規則第83号）

この規程は、平成19年5月23日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年1月8日鳥取大学規則第1号）

- 1 この規程は、平成21年2月1日から施行する。
- 2 施行日前に第15条第1項に規定する公告をした競争契約又は会計規則第24条第1項ただし書きに規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（平成21年7月16日鳥取大学規則第76号）

- 1 この規程は、平成21年7月16日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成21年6月15日から適用する。
- 2 適用日前に第15条第1項に規定する公告をした競争契約又は会計規則第24条第1項ただし書きに規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日鳥取大学規則第77号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月17日鳥取大学規則第94号）

この規程は、平成22年6月17日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成22年6月1日から適用する。

附 則（平成22年6月21日鳥取大学規則第96号）

この規程は、平成22年6月21日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月10日鳥取大学規則第57号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月8日鳥取大学規則第65号）

この規程は、平成24年8月8日から施行する。

附 則（平成25年3月26日鳥取大学規則第51号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日鳥取大学規則第21号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日鳥取大学規則第51号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月28日鳥取大学規則第68号）

この規程は、平成27年4月28日から施行する。

附 則（平成29年3月28日鳥取大学規則第35号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月23日鳥取大学規則第62号）

この規程は、平成29年8月23日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月27日鳥取大学規則第58号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日鳥取大学規則第76号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年5月17日鳥取大学規則第3号）

この規程は、令和元年5月17日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月24日鳥取大学規則第35号）

1 この規程は、令和元年12月24日から施行し、改正後の鳥取大学契約事務取扱規程の規定は、令和元年10月23日から適用する。

2 令和元年10月23日前に第15条第1項に規定する公告をした一般競争又は同条第3項に規定する通知をした指名競争については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月16日鳥取大学規則第29号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行すること。

2 この規程の施行の日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月4日鳥取大学規則第11号）

この規程は、令和3年2月4日から施行する。

附 則（令和3年3月29日鳥取大学規則第50号）

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

附 則（令和6年3月28日鳥取大学規則第51号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 収入原因契約に関する事務を委任する職員及びその範囲

職名	委任する事務の範囲
財務部長	学生部、研究推進部及び米子地区事務部の所掌に係るものを除く契約に関する事項
学生部長	学生部の所掌に係る受託事業に関する事項
研究推進部長	研究推進部の所掌に係る受託研究、受託事業、共同研究、研究成果有体物及び職務発明に関する事項
米子地区事務部長	米子地区事務部の所掌に係る契約に関する事項
契約課長	財務部契約課の所掌する次の契約に関する事項 (1) 第10条第1項第5号に規定する随意契約の基準額に該当する契約に関する事項 (2) 法令等の規定により徴収額が定額となっている収入の原因となる契約及びこれらに準ずる収入の原因となる契約に関する事項
経理・調達課長	米子地区事務部の所掌する次の医業外収益の契約に関する事項 (1) 第10条第1項第5号に規定する随意契約の基準額に該当する契約に関する事項（受託研究、受託事業及び共同研究契約に関する事項は除く。） (2) 法令等の規定により徴収額が定額となっている収入の原因となる契約及びこれらに準ずる収入の原因となる契約に関する事項
医事課長	米子地区事務部の所掌する医学部附属病院に係る医業収益の契約（医業外収益で骨髄採取の契約を含む。）で、第10条第1項第5号に規定する随意契約の基準額に該当する契約に関する事項

農学部事務長	農学部附属動物医療センターに係る診療契約及び附属フィールドサイエンスセンターに係る農産物等の売払い契約で、第10条第1項第5号に規定する随意契約の基準額に該当する契約に関する事項
国際乾燥地研究教育機構事務長	国際乾燥地研究教育機構に係る農産物等の売払い契約で、第10条第1項第5号に規定する随意契約の基準額に該当する契約に関する事項

(2) 収入原因契約以外の契約に関する事務を委任する職員及びその範囲

職名	委任する事務の範囲
理事（財務担当）	この規程及び政府調達事務取扱規程に該当する契約に関する事項のうち、予定価格が工事の請負契約で5,000万円以上、工事の請負以外の契約で政府調達基準額以上のもの
財務部長	財務部の所掌に係る次の契約に関する事項 (1) 工事の請負以外の契約で予定価格が500万円を超え政府調達基準額未満のもの (2) 第10条第1項に規定する随意契約のうち、湖山クラブ及び職員宿舍（湖山住宅及び白浜宿舍）に係る修繕のための工事の請負契約で予定価格が50万円を超えないもの (3) 物品の無償貸借、無償の譲与及び譲受契約に関する事項
施設環境部長	施設環境部の所掌に係る契約に関する事項のうち、予定価格が工事の請負契約で1,000万円を超え5,000万円未満のもの及び工事の請負以外の契約で500万円を超え政府調達基準額未満のもの
学生部長	学生部の所掌に係る収入を伴わない受託事業に関する事項
研究推進部長	研究推進部の所掌に係る収入を伴わない受託研究、受託事業、共同研究、研究成果有体物及び職務発明に関する事項
米子地区事務部長	米子地区事務部の所掌に係る契約に関する事項のうち、予定価格が工事の請負契約で1,000万円を超え5,000万円未満のもの（ただし、附属病院の収入（施設整備費補助金及び借入金を除く。）を財源とする場合に限る。）及び工事の請負以外の契約で500万円を超え政府調達基準額未満のもの
契約課長	財務部契約課の所掌する第10条第1項に規定する随意契約に関する事項のうち、工事の請負以外の契約で予定価格が500万円を超えないもの
企画環境課長	施設環境部企画環境課の所掌する第10条第1項に規定する随意契約に関する事項のうち、予定価格が工事の請負契約で1,000万円を超えないもの及び工事の請負以外の契約で500万円を超えないもの
図書館情報課長	研究推進部図書館情報課の所掌する第10条第1項に規定する随意契約に関する事項のうち、図書・雑誌（外国雑誌、電子ジャーナルの購読及びデータベースの利用で前払するものを除く。）の購入契約で予定価格が500万円を超えないもの
経理・調達課長	米子地区事務部の所掌する次の契約に関する事項 (1) 第10条第1項に規定する随意契約に関する事項のうち、工事の請負以外の契約で予定価格が500万円を超えないもの (2) 物品の無償貸借、無償の譲与及び譲受契約に関する事項
施設環境課長	米子地区事務部の所掌する第10条第1項に規定する随意契約に関する事項のうち、予定価格が工事の請負契約で1,000万円を超えないもの及び工事の請負以外の契約で500万円を超えないもの（経理・調達課の所掌するものは除く。）